



発行 法律事務所たいとう 2021年08月05日

CONTENTS

- > ひとりぼっちじゃないよ
- > 【報告】プレシンポジウムを開催しました
- > 『わたしのトリセツ』活用法
- > オンライン時代の新メンバー加入!
- > プラスおびにおん
- > たいとう弁護士だより

今号の表紙絵の作者: [redacted] さん

(お母さんより)  
絵は小さいころから大好きです。コロナ禍でも、  
絵画教室に楽しく通っています。

ひとりぼっちじゃないよ

12ヶ月連続で、全国の自殺者が増えているとの報道がありました。特に、子どもと女性の自殺の増加が顕著のようです。

令和2年の児童生徒の自殺者数は499人で、前年(399人)と比較して大きく増加し、女子中高生の自殺者数は前年の約1.7倍に上るとのことです。

自殺の原因は複合的です。ただ、子どもの自殺を考える上では、「孤立」や「無価値感」が重要なキーワードとされてきました。

コロナ禍で、子どもの孤立・無力感が加速しています。虐待とまではいかずとも、家庭の中が何となく息苦しかった子どもたちが、休校続きで学校でも居場所がなかなか見つからない。家庭内は、さらにストレスを抱えた家族との密状態でますます息苦しい。そんな状況が見えてきます。

家族や友達に「死にたい」と打ち明けられたら、誰だってどうしたらよいのか分からず、戸惑いま

す。それでも、どうしたらよいのか前もって知っていれば、できることもあるかもしれません。  
フィジカル・ディスタンスはしっかりと。心の距離は近く、ありがたいものです。

TALKの原則

- TELL [redacted]
- ASK [redacted]
- LISTEN [redacted]
- KEEP SAFE [redacted]



- 弁護士 清水 洋
- 弁護士 佐藤 香代
- 弁護士 生駒 真菜
- 弁護士 吉川 由里
- 弁護士 上柳 和貴

法律相談のご案内

法律相談料 60分 5,500円(税込)  
その後、30分延長につき、3,300円(税込)

\*まずは、お電話03-5829-4652にてご予約ください。  
\*夜間・休日・出張相談も、対応可能ですので、ご相談ください。  
\*法テラスの援助制度もご利用いただけます。

お問い合わせ

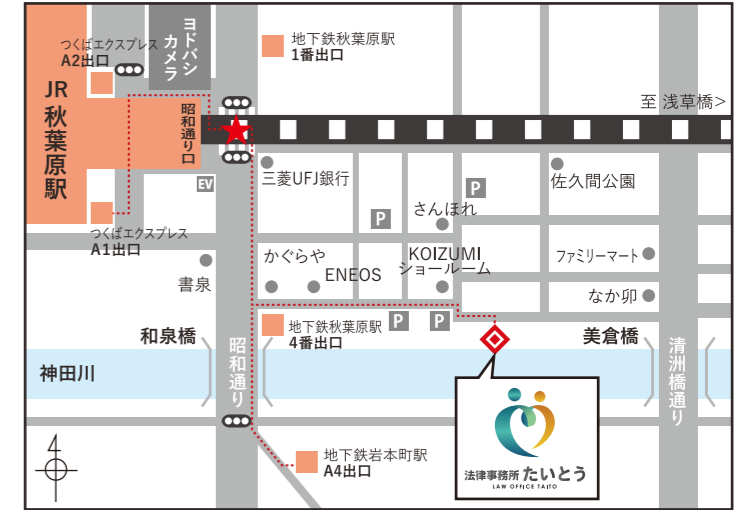
TEL 03-5829-4652(代表)  
FAX 03-5829-4653  
平日 午前9:30~午後5:30(土・日・祝・祭日を除く)

MAIL info@lo-taito.com  
HP http://www.lo-taito.com

\*HPからもご相談の予約を受け付けております。

\*ニュースレターの送付停止をご希望の場合は、大変お手数ではございますが、お電話にてご連絡ください。

アクセス



※JR秋葉原駅方面からお越しの際は、横断歩道が昭和通り口前(★印の地点)にしかありません。ご注意ください。

〒101-0026  
東京都千代田区神田佐久間河岸78  
第二阿部ビル2階

- ▶ 地下鉄日比谷線「秋葉原駅」4番出口より...徒歩3分
- ▶ つくばエクスプレス「秋葉原駅」A1・A2出口より...徒歩5分
- ▶ JR「秋葉原駅」昭和通り口より...徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営新宿線「岩本町駅」A4出口より...徒歩5分
- ▶ JR・地下鉄都営浅草線「浅草橋駅」より...徒歩10分



【報告】プレシンポジウムを開催しました

東京三弁護士会において、令和3年10月14日、15日に開催される予定の日本弁護士連合会主催第63回人権擁護大会に向けて、「超高齢社会における消費者被害の予防と救済～地域共生社会における地域・行政と専門家のかかわりについて～」をテーマとして、7月28日午後6時よりZoomにてプレシンポジウムを開催しました。

はじめに、消費者庁より、消費者安全確保地域協議会等の関係機関連携の概要やその在り方等をご説明いただき、足立区、大田区社会福祉協議会より、地域における消費者被害の予防と救済のための地域連携、専門家連携の実践等についてご報告いただきました。

次に、東京三弁護士会より、試行的に実施している福祉従事者等からの「高齢者・障がい者の消費者被害についての電話・出張相談」の実績の報告と、訪問販売お断りステッカーおよび誰かが訪ねてき

たときのアドバイス等を記した卓上POPの紹介を行いました。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から人々の対面での交流の場が著しく減少し、孤独をかかえる人が増加する一方、SNS・LINEなど非対面でのコミュニケーションツールを悪用した消費者被害が多数報告されています。かかる実態を踏まえて、関係機関との連携を深めて、消費者被害の予防・救済に向けた取り組みを一層強化していきたいと考えています。

— 弁護士 上柳 和貴



## 『わたしのトリセツ』 活用法

昨年完成した当事務所のオリジナル・エンディングノート『わたしのトリセツ』。

今年の2月・3月には「『わたしのトリセツ』オンライン書き方講座」も開催しましたが、参加者の声も踏まえて、あらためて『わたしのトリセツ』の活用法を伝授します。

まず『わたしのトリセツ』は、**いざというときのそなえを考える手がかり**としての活用を想定しています。元気なうちにそなえておこうと思っても、何から準備をしたらよいか分からない、という声に答えて、**弁護士の目から見て今後を考えるために必要な情報**に絞って記入できるようにしてあります。それから、長い人生、判断力が心もとなくなると、周囲の人の支援が必要になることもありえますが、**支援者としての弁護士の目から見て必要な情報**を記入できるようにしてあります。

オンライン講座では「周りの人に書かせるにはどうしたらよいか?」という質問がありました。『わたしのトリセツ』は、その名の通り、自分について、自分

自身や周囲の人のために書くものです。そこで、書いてもらいたい人には「これを書く自分のためにも周りの人のためにもなるぞ」と思ってもらえるような働きかけが必要です。前記(この記事の7行目～16行目)の『わたしのトリセツ』活用場面をお伝えいただくのはいかがでしょうか。

また、オンライン講座では、「いざというときには周りの人に『わたしのトリセツ』を見つけてほしいが、普段はあまり人には見られたくないページもある」との声もありました。『わたしのトリセツ』は、基本的に、1つのジャンルについては見開きで完結するような構成にしています。そこで、普段は見られたくないページは、ステプラやシールなどで袋とじになるように綴じておくのも一案です。

『わたしのトリセツ』は、どこから書いてもいいですし、何度でも書き直せるように、鉛筆でも書いたり消したりしやすい紙を採用しているので、ぜひ、悩みながら、何度も書き直ししながら、自分について書いてみてくださいね。

そして、自分なりの活用方法を見つけたら、ぜひ私たちにも教えてください。

— 弁護士 生駒 真菜

昨年夏号では、事務所までお越しただかなくても法律相談ができる「オンライン相談」を始めたことをご案内しました。オンラインでのご相談やお打合せに加え、弁護士会や福祉関係者の方々とのお話も、その多くがオンライン化されました。また、恒例の法律講座等のイベントも、昨年はオンライン開催を試み、遠方の方も含め、多くの方々にご参加いただくことができました。

やはり、直接お会いしてのコミュニケーションには替え難いというのが正直なところではありますが、海外の方とも簡単に会えるというのは、まさに新時代!!

折しも裁判所も裁判期日のオンライン化を始めているところでもあり、オンラインミーティングを充実させるべく、新メンバー「マックスくん」と電子黒板MAXHUBを迎えました。大画面で中継が繋がったかと思えば、パソコン画面を映したり、ホワイトボードに早変わり!新時代の弁護士サービスを模索している私たちには、頼もしい助っ人です。

引き続き、オンライン相談もお受けしております。詳しくは、当事務所のホームページをご覧ください。



## おぴにおん

### 「黒塗り」は真相解明を阻む

日本の政府や官僚の隠ぺい、虚偽、ごまかしがいつからこれ程までに普遍化してきたのか。6月22日、国が518頁にわたる「赤木ファイル」を裁判所の命令に応じ開示した。財務省自ら行った調査報告書にはその存在が記載されていない。国会では「訴訟に影響を及ぼす」として、訴訟では「裁判の争いに関係せず」と、国は二枚舌を使って開示を拒否してきた。

開示はしたものの、「第三者の個人情報」を盾に案の定一部が「黒塗り」にされていた。誰がどうして指示したのか、一人の国家公務員の自死を招いた前代未聞の公文書改ざんの真相を明らかにするうえで不可欠である。

安倍政権では、森友問題にかかわった佐川元理財局長をはじめ官僚20名を「優遇異動」処分で見逃した。改ざん問題は、菅総理そして復活を狙う安倍前総理にとって、のどに刺さる「大骨」になるに違いない。

「黒塗り」の下に何が隠されているのか、裁判所には適正に原本を開示させる必要がある。

## 所属弁護士がお届けする

# どう弁護士だより

「法律事務所たいとう」の

所属弁護士ってどんな人?

普段はなかなか見られない個性が

チラリと垣間見えるコーナーです。



## 国民の共感を呼ばない 東京五輪を憂う

弁護士 清水 洋

熱海での大雨による土石流、1週間たつて死者は9名に上り、19名の行方不明者の捜索は続く。災害ボランティア3100名が登録されたが、危険な状態が続き被災地域復旧のめどは立たない。九州南部でも記録的な大雨で浸水被害。第4次非常事態宣言が出された新型コロナ感染拡大。酒の禁止で飲食店は悲鳴を上げている。ワクチン供給が混乱し、五輪ボランティアへの優先接種に疑問が指摘される中、変異株の流行に不安も広がる。菅政府の失政への批判を逸らせるオリ・パラだけは、どこ吹く風、「無観客」で推進されていく。



## 「校則」子どもと一緒に議論を

弁護士 佐藤 香代

教育委員会から校則の見直しに関する研修をオーダーされました。時代が変わってきたと感じます。ただ、その背景は、「ブラック校則」として、地域のとんでも校則が次々に批判され、文科省が見直しを指示したことによるもので、現場の感覚は、まだまだ追い付いていないようです。

大切なことは、「校則=悪」ではなく、子どもと一緒に議論をすること。そして、いかに多数が賛成したとしても「差別や人権侵害につながる校則はダメ」ということです。



## 今、できることから

弁護士 生駒 真菜

今夏もコロナ禍のまま迎え、「新しい生活様式」が日常になってきたように思います。裁判もオンライン開催が増え、スケジュール調整が容易になる反面、国民の「裁判を受ける権利」をどのように守っていくのかが課題です。

後見業務との関係では、ご本人や支援者との面談を避けては通れないため、1週間から10日に1回程度、PCR検査を受けて、陰性であることを確認するようになりました。日常に困難を抱える人たちが、少しでも憂いなく支援を受けられるよう、できることはしていきたいと思っています。

## 「大人」って??

弁護士 吉川 由里

少年法が「改正」され、18歳・19歳の子どもをこれまでよりも成人と近い扱いをすることになりました。民法上の成年年齢も、来年4月からは18歳となります。

他方で、児童福祉法では、虐待などで親と暮らせない子どもの「社会的養護」について、近年の法改正で、18歳以上への支援の継続が定められました。

親を頼れないながらも必死に生きている子どもたち・若者たちと接していると、20歳でも、30歳でも、応援したいと強く思います。

私は先日40歳になりましたが、まだまだ「大人」の階段を上っている最中です。

## 他士業連携の相談会に 参加しています

弁護士 上柳 和貴

私は、昨年7月頃より、毎月1回ほど、つながる総合相談ネットワーク東京主催のなんでも総合相談会に参加している。同相談では、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上、原則的に面談相談を実施している。

相談者からは、オンライン相談のやり方はよくわからなくて困っていた、対面での相談の方が安心できるなどの意見をいただいている。

相談することさえできず一人で抱え込んでしまう事態は避けなければならない、相談者のニーズに応じた柔軟な対応を心掛けていきたい。